



文政第410号

平成22年10月27日

株式会社 倉敷環境

代表取締役社長 南 裕次 殿

沖縄県知事

仲井眞 弘多



産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業に係る  
環境影響評価書に対する知事意見について

平成22年9月15日付けで送付のあった標記の環境影響評価書について、沖縄県  
環境影響評価条例第22条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地  
からの意見を述べます。

## 産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業 に係る環境影響評価書に対する知事意見

本事業実施区域周辺には、既に複数の廃棄物処理施設が存在しており、地域環境へ与える複合的な影響や本事業実施区域に隣接した産業廃棄物最終処分場の側に積み上げられた廃棄物の影響により、生活環境の更なる悪化を懸念する地域住民からは、本事業に反対する動きも見られる。

従って、本事業の実施に当たっては、地域住民からの要望等に対し、適宜適切な対応や対策を講じるよう、事業者として最大限に努力するとともに、下記の事項に基づき評価書の内容を補正し、本事業の実施に伴う環境への影響を事業者として可能な限り回避、低減し、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の対策を講じる必要がある。

### 記

#### 1 貯留廃棄物の処理計画について

- (1) 池原地区の貯留廃棄物については、本施設の供用開始までの期間も処理を行うとしており、本施設の供用開始時における貯留廃棄物量は、現在よりも確実に減少すると考えられることから、本施設の供用開始時における貯留廃棄物量を予測し、当該予測結果を踏まえた貯留廃棄物の処理計画を作成すること。
- (2) 貯留廃棄物の処理計画の変更に伴い、新たな環境影響が生じるおそれがある場合は、当該影響に対する予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を講じること。また、これらの結果を踏まえ、事後調査の実施を検討すること。
- (3) 貯留廃棄物量の算出に用いている比重（0.85）については、貯留廃棄物をサンプリングした結果を基に算出したとあるが、その根拠が不明であることから、サンプリング結果等を示す等により、当該比重の算出根拠を具体的に記載すること。

#### 2 濁水処理計画について

工事濁水処理装置からの処理放流量（処理能力）の算出に用いた計算式の典拠を示す等により、当該式による処理放流量の算出結果が妥当であるとする根拠を具体的に記載すること。

#### 3 緑化計画について

緑化については、事業予定地の周辺地域における本来の自然環境を踏まえ、将来的に当該地域の自然環境を復元するような観点から植栽を実施することが望ましい。

のことから、緑化計画については、専門家等の意見も参考にし、次のとおり修正すること。

- (1) 植栽樹種については、改変区域内に存在する立木を再利用していくとしているが、可能な限り当該地域に自然に生育している在来種の樹種を利用すること。

- (2) 西側緩衝帯における高木の植栽については、植栽後の樹種が良好な生育状態を維持し、植栽箇所の緑化が速やかに進行するよう、活着率が低く、移植が困難な老木の利用は避け、相対的に移植が容易な若い樹木を利用すること。
- (3) 植栽の他に改変区域付近に存在する在来種の播種等を実施するとしているが、播種に用いる種子については、当該地域において得られる在来の種子を利用し、当該地域外からの種子の持ち込みは避けること。

#### 4 公害防止計画値について

排ガス中の大気汚染物質の公害防止計画値は、現時点において事業者として実行可能な範囲で最大限に低く設定したとしているが、当該計画値は塩化水素を除いたすべての項目において大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の排出基準と同値となっている。

当該計画値については、事業者として実行可能な範囲で最大限に低く設定したとする根拠が不明であり、更なる低減が可能であると考えることから、最新の排ガス除去装置の能力や他の廃棄物処理施設における状況等を勘案した上で、大気汚染物質の当該計画値を事業者として実行可能な範囲で最大限に低く設定すること。

#### 5 環境影響評価の実施について

環境影響評価については、近隣の廃棄物処理施設である倉浜衛生施設組合ごみ処理施設及び株式会社環境ソリューションの施設の影響を考慮した予測及び評価を実施しているが、事業者が使用している既設の焼却施設の影響が予測結果に含まれていないことから、事業者が使用している既設の焼却施設の影響も含めた環境影響評価を実施すること。

#### 6 環境保全措置について

##### (1) 大気質に係る環境保全措置について

- ア 資機材及び廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質への影響を低減するため、最新の排出ガス規制適合車の使用を検討すること。
- イ 土砂運搬車等の粉じんの飛散が起こりやすい車両等については、カバーシートの使用等による粉じん等の飛散防止対策を講じること。
- ウ 搬出入車両のタイヤに付着した泥土の水洗いを行うための洗車設備等を出入口附近に設置する等により、事業実施区域周辺道路を汚染しないような対策を講じること。

##### (2) 赤土等による水の濁りに係る環境保全措置について

- ア 工事濁水貯留処理施設の具体的な構造図（平面図、立面図、縦断図等）を記載すること。
- イ 土砂等が工事濁水貯留槽へ流入し、容量が減少しないよう、当該貯留槽の維持管理方法を検討すること。また、当該検討の経緯及び維持管理方法を具体的に記載し、当該貯留槽の適切な維持管理を実施すること。

##### (3) 昆虫類に係る環境保全措置について

施設の供用時における夜間照明については、走光のある昆虫類への影響を抑えるため、昆虫類が誘引されにくい光源を採用すること。

## 7 事後調査について

### (1) 騒音について

建設機械の稼働に係る騒音については、予測結果における寄与値が小さいとの理由から沖縄職業能力開発大学校周辺（調査地点 No.2）及び東南植物楽園内（調査地点 No.3）を事後調査地点から除外しているが、予測結果は騒音に係る環境基準をわずかに下回っているのみであることから、建設機械の稼働による騒音の影響を確認するために沖縄職業能力開発大学校周辺及び東南植物楽園内に事後調査地点を追加すること。

### (2) 地下水の水質について

事後調査地点として設定している St.1 について、St.1 と事業実施区域周辺の地下水の流動方向等の関係を図示する等により、当該地点を設定した理由及び当該地点において本施設の稼働に伴う地下水の水質への影響を適切に把握できるとする根拠を明らかにすること。また、地下水の流向は、不確実性を伴うと考えられることから、地下水の水質に係る事後調査地点の追加を検討すること。

### (3) 水象について

現在の事業計画では、プラント用水として地下水は使用しないことから、水象への影響はないため、事後調査は実施しないとしているが、地下水を利用することとなった場合には、当該地下水の利用計画を報告し、事後調査において調査すべき情報、調査手法、調査地点、調査期間等について、事前に関係機関と調整すること。

### (4) 動植物及び生態系について

ア 事後調査で新たに確認された貴重種の同定に当たっては、写真等により確認種の状況を記録すること。

イ 事後調査において、本事業の実施に伴う影響を受けるおそれのある種が新たに確認された場合は、当該種に対する影響を回避・低減するための環境保全措置を実施すること。なお、当該種に対する影響の回避・低減が困難な場合は、代償措置の実施を検討すること。

## 8 その他

### (1) 濁水処理沈殿物の利用について

濁水の処理方式を自然沈殿方式から凝集沈殿方式へと変更しており、処理沈殿物は天日乾燥の後、自社処分場において覆土利用を行うとしているが、凝集剤の成分によっては、処分場の水処理等に影響を与える場合があるため、その再生方法や利用方法について、事前に関係機関と調整すること。

### (2) 最終処分場跡地における工事について

最終処分場跡地における工事については、「最終処分場形質変更ガイドライン」に準じて実施すること。また、当該跡地の掘削に当たっては、地下水汚染の防止の観点から、埋立地の基礎地盤を改変しないように実施すること。